

報告第2号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月13日提出

豊川市長 竹本幸夫

## (産業環境部関係)

1	専決年月日	令和4年3月2日
	相手方	豊川市在住の50代女性
	損害賠償の額	177,390円
	概要	令和4年1月18日午後2時頃、豊川市諏訪1丁目54番地先の県道において、ごみ集積場に設置されていた危険ごみ収集用のかごが風により飛び相手方の運転する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。

(建設部関係)

1	専決年月日	令和4年4月12日
	相手方	愛知県豊川警察署
	損害賠償の額	88,000円
	概要	令和4年1月28日午前9時40分頃、豊川市長沢町流田34番6地先の市道において、職員の運転する自動車が相手方の所有する道路標識に接触し、当該道路標識が破損した。